

村において慣例とか、口約束とかで行われていて、規程の根拠法令またはこれに對する理解または必要感が乏しいというところに問題があるようである。

(4) 財務事務の諸問題について

○各市町村の予算編成の際、教育委員会がどのような立場にあるか、また正規の任務をどう果たすかについては長例にも委員会側にも明確を欠く面がみられる。

○ことに予算執行についての委任または補助執行の手続きがとられていない市町村が極めて多く、それに関する事務が渋滞して現場の教育活動を低下させている現状もまま見られる。

二 研修行事の概要

(1) 研究主題

○市町村委員会の教育予算編成に関する意見提出をどうすればよいか。

○市町村委員会は学校管理をどのように行えばよいか。

○市町村委員会の事務局強化をどうすればよいか。

(2) 地区、会場、期日

- (イ) 会津地区 若松市 10月17日
  - (ロ) 県北地区 二本松町 10月22日
  - (ハ) 浜通地区 浪江市 10月25日
  - (ニ) 県南地区 熱海町 10月28日
- (3) 参加者  
教育長および事務局職員
- (4) 会津地区 八〇名

- (ウ) 県北地区 三〇名
  - (エ) 浜通地区 五〇名
  - (オ) 県南地区 八〇名
- (4) 指導者  
文部省初分局地方課  
主 事 湯 上 二 郎

県教委秘書室

室 長 三本杉 国 雄

外事務局職員 計七名

(5) 反省

○企画運営共に出張所行政主任の協力

第二章 教育財政

第一節 県財政と教育費の関係はどうか

地方財政の赤字を解消し、健全財政の地方自治を確立することは、昭和二十九年前後から中央、地方を通じての緊急な政治課題の一つであった。

そのため、国は地方財政再建促進特別措置法を公布したが、本県もこの法律の適用をうけて二年目、昭和三十一年度決算にみる概況は、最終予算に対して九八・九一%の決算額であった。

このうち、教育委員会所管の経費についてみると、県予算総額の三三%を超え、決算においてはさらにこれを上回った。

しかしながら、教育費の九三・七七%は人件費であり、物件費とその他の経費を除く投資的経費は三・八〇%に過ぎ

を得たので立案、運営共に円滑かつ効果的であった。

○研修資料をじゅうぶん用意したのは効果的であった。

○教育長の研修内容と事務局職員の研究内容とがじゅうぶん吟味されることが必要である。

3 市町村教委に対する指導、助言上の問題点

- (1) 事務局構成の適正化。
- (2) 財務事務処理の合理化

三 結 び

(3) 委員会の職務権限の明確化

勤務評定その他相つゞ教育上の問題が提出している最近の情勢からして真にあらゆる面からの不当な支配を排除し、しかも地方自治の教育行政をどうすすめていくか、とかく任命委員制度に対する批判のある今日県教委、市町村教委が一体となって新法の趣旨実現に努めなければならぬ。

以下昭和三十一年度決算の詳細と昭和三十三年度現計予算および昭和三十三年度予算についてその概況を述べる。

第二節 昭和三十一年・二十二年度の教育費

昭和三十一年度の決算概況は、福島県ろう学校の火災による災害復旧費および図書館建築費以外は、前年度に比して二%程度増加した。これを性質別にわけてその構成比をみると、

	前年度	本年度	比率
基本給	10,450,000	10,450,000	二・九%
手当	5,518,000	5,518,000	六・四%
旅費	8,316,000	8,316,000	△二・九%
需用費	7,313,000	7,313,000	一・三%
補助及交付金	3,642,000	3,642,000	△六八・八%
普通建設費	2,503,000	2,503,000	九・六%
災害復旧費	3,000,000	3,000,000	一〇〇・〇%
その他	0,000,000	0,000,000	
物件費	2,500,000	2,500,000	
人件費	9,512,000	9,512,000	
消費的経費	9,813,000	9,813,000	
投資的経費	1,700,000	1,700,000	